

楽友会館の使用時における遵守事項（お願い）
（新型コロナウイルス感染拡大予防対応のため）

楽友会館 使用申請者 各位

施設部プロパティ運用課
共用施設マネジメントセンター

楽友会館における会議室及び会議・講演室（以下「会場」という。）の使用につきましては、「施設の使用に関する注意事項」のほか、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、下記の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

記

【基本事項】

1. 利用人数

ア 大声での歓声等がないことが前提とするもの

：各会場における定員（最大収容人数）の100%以内とすること。

イ 大声での歓声等が想定されるもの

：各会場における定員（同上）の50%以内とすること。（前後左右の座席との身体的距離の確保をお願いします。）

2. 主催者側で、参加者が使用する手指消毒用アルコール等を準備すること。

3. 参加者の氏名及び連絡先等を把握しておくこと。（提出は不要）

4. 飲食を伴う催物を実施する場合には、人数制限を設ける等、感染拡大防止に最大限の配慮を行うこと。

【使用時に使用責任者が遵守する事項】

1. 参加者に会場における注意事項を説明すること。

2. 参加者に、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用や大声※を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意等の措置を講じること。

3. 入場待ちの参加者に間隔を空けて整列するよう指示すること。

4. 会場入口で参加者全員の検温を行い、37.5℃以上の者、体調不良の者には入場を断ること。（非接触式体温計は、管理室にて貸出可能です。）

5. 会場入口付近に手指消毒用アルコール等を配置し、参加者に手指の消毒を徹底すること。

6. 入退場時には、人と人との十分な間隔を確保できるように誘導すること。

7. 大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保すること。

8. 換気のため空調設備を常時運転又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回5分以上）を徹底すること。

9. 行事終了後の会場内のドアノブ、机、椅子等の消毒を実施すること。（消毒用物品は各施設に配備しております。）

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。